

資料 13 - 3

ドイツ新移民法概要

連邦領域における外国人の滞在、就労及び統合に関する法律(滞在法)
〔2001年11月に連立与党により議会に提出され、2002年3月に可決された。〕

就労を目的とする滞在(第2章第4節)

(就労)

- (1) 連邦雇用庁が同意した場合や他の法令、二国間協定が許容している場合に、外国人に対して職業に就くことを目的とする滞在許可(Aufenthaltserlaubnis)が付与される。(第18条)

(高度専門技術者に対する定住許可)

- (2) 専門知識を有する学者、教員、研究員などの高度専門技術者に対しては、国の援助無く独への統合(Integration)が保証されると認められた場合には、定住許可(Niederlassungserlaubnis)を付与することができる。(第19条)

(選抜手続による移民)

- (3) 外国人が選抜手続に合格した場合には職業に就くことを目的として定住許可が付与される。これは既に連邦領域に滞在する外国人にも適用される。
選抜手続は、独の経済発展や学問的利益に資するよう実施され、欧州連合への加盟に関して交渉が開始されている国々の国籍を有する者に対して特別に配慮したポイント制(Punktesystem)によって実施される。(第20条第1項、第2項)
- (4) 連邦政府は、連邦議会及び連邦参議院の同意を得て、選抜手続に参加する条件及び移住希望者(Zuwanderungsbewerber)の選抜のための全般的な基準並びにポイント制の評価方法及び手続の詳細を法規命令により定める権限を有する。参加の最低条件として、健康上の適性、生活費の保障や職業教育の終了等が定められているほか、移住希望者の年齢、学業・職業に関する資格や職業経験、家族構成、語学知識(Sprachkenntnisse)、独との関係(Beziehungen)、出身国等を評価基準とする。(第20条第3項)
- (5) 連邦移民・難民庁及び連邦雇用庁が、人口政策、労働市場政策、移民政策、統合政策に関する7人の専門家からなる移民委員会(Zuwanderungsrat)の協力を得て共同で選抜手続による移民の上限数を定めた場合に限り選抜が実施される。(第20条第4項、第76条)
- (6) 定住許可は、選抜に合格した通知(移住決定通知)が行われた後1年以内に申請が行われた場合に限り付与される。選抜に合格しなかった希望者は、移住拒否通知が公表されて3年の経過後、再び選抜手続に参加することができる。(第20条第5項、第6項)

(自営業者)

(7) 優先すべき経済的利益又は特別の地域的な需要が存在し、その事業が経済や雇用に積極的な影響を与えることが期待され、自己資本又は信用貸付により資金調達が安定している場合には、自営業に就くことを目的として滞在許可が付与される。特に営業基盤、企業家としての経験、資本投入額、雇用及び職業養成訓練に与える効果並びに技術革新や研究への貢献が考慮される。投資金額が少なくとも 100 万ユーロに達し、少なくとも 10 人の雇用を創出する場合は通常優先すべき経済的利益があると見なされる。(第 21 条第 1 項)

(8) 45 歳以上の外国人については、適当な老齢年金の権利を有している場合に限り、滞在許可が付与される。滞在許可は最長 3 年間に制限され、3 年が経過した後は、予定された事業が遂行され生計が安定している場合に、定住許可が付与される。(第 21 条第 3 項、第 4 項)

連邦雇用庁の参加(第 2 章第 8 節)

(外国人の就労に対する同意)

(9) 職業に就くことを目的とした滞在許可は、他に法令で定められていない限り、連邦雇用庁が同意した場合にのみ付与することができる。当該同意は、二国間協定又は法令に規定されている場合に与えられる。(第 39 条第 1 項)

(10) 連邦雇用庁は、職業に就くことを目的とした滞在許可の付与について以下の場合に同意を与えることができる。

イ a 当該外国人の就労が労働市場に悪影響を与えない場合であって、かつ

b ドイツ人労働者並びに就労に関して法律上平等に取り扱われる外国人又は欧州連合の法律にしたがって労働市場に優先的に入る権利を有している外国人が雇用されることがない場合、又は

ロ 外国人希望者が当該空きポストに就くことが労働市場政策上及び統合政策上可能であると、公共職業安定所の管理委員会(Verwaltungsausschuss)が、州雇用局と共同で個々の職業グループ又は産業部門ごとに確認した場合、
であって当該外国人がドイツ人労働者の労働条件と比較して不利な条件で就労させられることがない場合。(第 39 条第 2 項)

(11) 外国人を雇用する使用者は、同意のために必要な場合には、連邦雇用庁に対して賃金、労働時間その他の労働条件に関する情報を提供しなければならない。(第 39 条第 2 項)

(12) 同意は、特定の企業又は地域並びにその期間及び職業を限定して付与することができる。連邦雇用庁は、外国人の就労が労働市場に悪影響を与えない場合に定住許可

の付与に同意できる。(第 39 条第 5 項、第 6 項)

(拒否理由)

(13) 雇用関係が違法な職業紹介又は募集に基づいている場合や派遣労働者として就労しようとしている場合には、同意は拒否しなければならない。(第 40 条第 1 項)

(同意の取消)

(14) 外国人がドイツ人労働者と比較して不利な労働条件で就労させられている等の場合には、同意を取り消すことができる。(第 41 条)

(命令制定権及び指令権)

(15) 連邦労働社会省は、連邦参議院の同意なく命令により次の事項に関して定めることができる。

イ 連邦雇用庁の同意を必要としない外国人の就労。

ロ 連邦雇用庁の同意の付与に関する条件及び方法並びに優先的付与のための別の方法

ハ 資格を必要としない職業に対して付与する同意の例外

ニ 特定の期間、企業、職業及び地域ごとの同意の制限に関する詳細

ホ 第 39 条第 2 項にかかわらず同意を付与することができる例外(第 42 条第 1 項)

(16) 連邦労働社会省は、この法律及び公布する命令の施行並びに労働市場への編入に関する欧州共同体の規定及び労働者の就労に関する二国間協定の実施に関して、連邦雇用庁に指示を与えることができる。(第 42 条第 2 項)

統合の促進(第 3 章)

(統合コース及び統合プログラム)

(17) 独国内で経済的、文化的及び社会的生活を営む合法的な外国人に対する統合(Integration)を促進する。(第 43 条第 1 項)

(18) 統合コースを提供することを通じて外国人の統合を支援する。統合コースは、外国人が第三者の援助なく独立して自己の生活を営むことができるよう、基礎語学コース及び発展語学コース、ドイツにおける法律、文化や歴史に関する知識の習得のためのオリエンテーリングコースを含む。語学コースへの参加は、語学コース実施機関の発行する証明書によって証明され、基礎語学コースへの参加は、通常発展語学コースへの参加が前提条件となる。受講に当たって必要な場合には、看護サービスや託児サービスが提供される。(第 43 条第 2 項、第 3 項)

(19) 連邦移民・難民庁が、民間機関又は公的機関のいずれのサービスが利用可能かについて基礎語学コース及びオリエンテーションコースを調整し、実施する。その他の点については統合措置の実施は州の任務である。統合コースへの参加に関し、支払能力を考慮して適当な費用負担が求められる。(第 43 条第 3 項)

(20) 連邦政府は、より詳細な統合コースの細目、特に基本構成、期間、内容、コースの実施、コース実施機関の選択や加入に関するハンデキャップ、費用負担を含む参加のための枠組条件について、連邦参議院の同意を得て命令を制定する権限を有する。
(第 43 条第 4 項)

(21) 連邦内務省又は特定の官庁は、連邦全域にわたる統合プログラムを開発する。プログラムにおいては、特に現行の外国人や引揚者のための連邦、各州、地方自治体及び民間機関による統合のための措置を評価し、当該措置を更に開発するために勧告を行う。連邦全域にわたる統合プログラムを開発し現行の統合のための措置に関する情報文献を作成するに当たっては、各州、地方自治体や連邦、各州、地方自治体の外国人代理人、連邦政府の引揚者問題担当代理人が参加する。その他に、宗教団体、労働組合、使用者団体、社会福祉事業の実施機関や他の社会的な関心を有する利益団体も参加すべきである。(第 43 条第 5 項)

(統合コースに参加する権利)

(22) 就労を目的とした滞在許可、家族の呼び寄せのための滞在許可、人道的理由による滞在許可等を有する外国人であって継続して連邦領域に滞在する者、並びに定住許可を有する者は、一回限りの統合コースへの参加を請求する権利を有する。ただし、独国内で学校教育を受けている児童、未成年者及び若年の成人を除く。参加請求権は、滞在許可に基づく請求権が発生してから、2 年間が経過した後に又は滞在許可の廃止により失効し、参加請求権をもはや有していない外国人には、利用可能な範囲内でコースへの参加を認めることができる。(第 44 条)

(統合コースへの参加義務)

(23) 統合コースに参加する権利を有する外国人は、ドイツ語で容易に意思を疎通させることができない場合には、統合コースへの参加が義務付けられる。(第 45 条第 1 項)

(24) 外国人官庁は、滞在許可に基づく参加請求権を示す文書により外国人が参加義務を負っているか否かを確認する。(第 45 条第 2 項)

(25) 外国人の参加義務は、連邦領域で職業養成訓練や同様の教育コースを受講している場合、継続した参加が不可能な場合、又は参加を要求できない場合にはその全部又は一部が免除される。(第 45 条第 3 項)

(26) 正当な理由無く参加義務が履行されない場合、所轄の外国人官庁は当該外国人の滞在許可の延長に当たり面談を行い、義務違反及び統合コースへの不参加の影響を指摘する。(第 45 条第 4 項)